

IASB Board Meeting Flash — Insurance Contracts

2015年11月に開催された 保険契約に関するIASB会議の概要



IASBは2015年11月に、2013年に公表した公開草案「保険契約」(ED/2013/7)について、以下の論点の審議を行いました。

- 保険契約の一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの比較
- 変動手数料アプローチの論点

1. 保険契約の一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの比較

(1) 測定モデルの分析

IASBは、2014年初頭から再審議を進めてきましたが、その過程で直接連動の有配当契約を測定するために変動手数料アプローチを導入することを決定しています。ただしIASBはかねてより、有配当契約に関する再審議が実質的に完了した時点で、改めて一般的な測定モデルと変動手数料アプローチの違いについて分析すると言っていました。2015年11月のIASB会議では、両測定アプローチの類似点及び相違点に関し、特に以下の事項について検討が行われました。

- 金融保証がアウト・オブ・ザ・マネーであるかイン・ザ・マネーであるかによって変動手数料アプローチの適用要件を満たすか否かが異なり、測定方法が異なる可能性があること
- 契約上のサービス・マージン(CSM)の利息計算は、一般的な測定モデルではロック・インされた割引率を使用し、変動手数料アプローチでは現在の割引率を使用するために相違があること

IASBは、以下を暫定的に決定しました（IASBスタッフの提案通り）。

- 保険契約に組み込まれた金融保証を基礎となる項目に含めるために、変動手数料アプローチを修正することはしない
- 一般的な測定モデルを適用する場合、CSMの利息計算について現在の割引率を使用することを要求も許容もしない

(2) 裁量権のあるキャッシュ・フロー

変動手数料アプローチの適用要件を満たさない有配当契約には、一般的な測定モデルが適用されます。一般的な測定モデルが適用される有配当契約の中には、保険契約者に対する支払いについて、保険者が裁量により決定できる契約があります。2015年11月のIASB会議では、このような裁量権のあるキャッシュ・フローの見積りの変動をどのように特定し、どのような会計処理を行うべきかについて、検討が行われました。

IASBスタッフは、4つの検討案に基づく会計処理の例示を示し、以下を提案しました。

- 一般的な測定モデルを適用する場合にCSMに認識されることになる裁量の影響は、見込んでいた裁量権のあるキャッシュ・フローの変動でなければならない。ただし、市場環境の変化の影響と相殺されるものを除く。

IASBは、IASBスタッフの示した例示では、損失の生じる契約のCSMがプラスのままに表示されたり、例示にない別の状況では直感に反する結果を生じさせる可能性があるとして、IASBスタッフの提案には同意しませんでした。IASBはIASBスタッフに対し、何らかの決定が必要か否かを含め、追加の調査を行うように指示しました。

2. 変動手数料アプローチの論点

(1) ユニットリンク契約の例外規定

2013年の公開草案では、ユニットリンク契約の特定の基礎となる項目（自社保有の有形固定資産、自己株式及び自己負債）について、純損益を通じて公正価値で測定すること（FVTPL）が認められていました。この取扱いは、ユニットリンク契約について生じる会計上のミスマッチに対処するためのものでした。

IASBは、当該取扱いは、直接連動の有配当契約についても適用すべきであるとして、以下を暫定的に決定しました（IASBスタッフの提案通り）。

- 直接連動の有配当契約の基礎となる項目であれば、以下の項目についてもFVTPLで測定するという例外規定を拡大する。
 - 投資不動産
 - 関連会社に対する投資
 - 自社保有の有形固定資産
 - 自己社債
 - 自己株式

(2) 簡素化された移行アプローチ

2014年10月にIASBは、新しい保険契約に関する基準書は原則として遡及適用であるが、完全な遡及適用が実務上不可能な場合には、簡素化された移行アプローチを適用し、表示される最も早い報告期間の期首におけるCSMを推定計算することができることを暫定的に決定しています。変動手数料アプローチの適用対象となる契約について簡素化された移行アプローチを適用する場合、基礎となる項目の公正価値を過去から継続して測定していないとすれば、表示される最も早い報告期間の期首時点における基礎となる項目からのリターンのうち、企業持分について公正価値による測定ができない可能性があります。

そこでIASBは、以下を暫定的に決定しました（IASBスタッフの提案通り）。

- 簡素化された移行アプローチを適用する企業は、変動手数料アプローチを使用して会計処理される契約について、新しい保険契約に関する基準書の当初適用日におけるCSMを以下のように測定する。
 - 基礎となる項目の公正価値合計
 - （減算）契約提供に要するコスト純額（発生済コストを反映する調整後）の残額の現在の見積り額
 - （減算）過去の期間に提供された変動手数料の累計額（契約の全カバー期間に対する残存カバー期間の比較により決定する）
- 企業は、表示される最も早い期間の期首から契約に係る手数料の総額は変更がないものとして、当初適用日におけるCSMの金額を調整することにより比較年度のCSMを修正再表示する。

(3) 移行時における保険契約に組み込まれた保証

2015年9月にIASBは、企業が保険契約の評価に変動手数料アプローチを使用し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に組み込まれる保証の価値の変動を当期純利益に認識することができることを暫定的に決定しました。ただし、当該会計処理を行うためには、事前にリスク軽減のためのリスク管理目的及び戦略の文書化が必要であり、新しい保険契約に関する基準書の発行前に事後的判断を用いずに文書化を行うことは困難であると考えられます。

そこでIASBは、IFRS第9号のヘッジ会計との整合性も考慮の上、以下について暫定的に決定しました（IASBスタッフの提案通り）。

- 企業は、保険契約に組み込まれた保証の価値の変動を当期純利益に認識するというオプションについて、新しい保険契約に関する基準書の当初適用日以降に将来に向かって適用する。

3. 今後のスケジュール

IASBは、再審議事項のほとんどを完了しました。一般的なモデルが適用される有配当契約の裁量権の取扱いについては引き続き審議される予定です。新しい保険契約に関する基準書の適用日に関する議論は、基準書の公表日がより明確になってから検討される見込みです。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.